

横浜市立善部小学校いじめ防止基本方針

策定日 平成 26 年 3 月 10 日
(令和 5 年 2 月 10 日改訂)

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

・いじめの定義

「いじめ」：児童生徒に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの【いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第 2 条】

法では、いじめを見落とすことのないよう、いじめを広くとらえており、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童の立場に立つことが必要である。

・いじめ防止等に向けての基本理念

本校は、旭区西部に位置している住宅街の中にある学校である。「黄色いベスト」と呼ばれる学校安全ボランティアの方々が 100 名程登録し、毎日児童の登下校を見守っている。子どもたちが毎日の学校生活を安全に楽しく過ごすことができるようにしていくことを目指して、地域・保護者・学生ボランティアが連携して子どもたちの学校生活を支援することができている。法の基本理念においても、「学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。」と記述されている。(法 第 3 条 1 項)

しかし、いじめは、どの子どもにも起こりうる案件である。いじめは、最も身近で深刻な人権侵害であり、ひとたび子どもの生活の場に他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。いじめは、子どもの健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識をもっていく必要がある。

そこで、いじめを防止するための基本となる方向を次の通り示す。

<横浜市の基本理念>

- (1) いじめは、どの集団にも、どの学校にもどの子どもにも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件である。
- (2) いじめを防止するには、特定の子どもや特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要がある。
- (3) 子どもの健全育成を図り、いじめのない子ども社会を実現するためには、学校、行政機関、保護者、地域など、市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する必要がある。
- (4) 子どもは、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を気づく推進者であることを自覚し、いじめを許さない子ども社会の実現に努める。

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

(1) 委員会の構成員

学校長、副校長、児童支援専任、養護教諭、特別支援コーディネーター、
教務主任、児童指導部

- ・教務会、児童指導委員会、学年研究会においても、事案に応じた対応・協議を行う。
- ・必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家の参加を求める。

<緊急時の連絡>

担任または発見者 →

当該学年主任
児童支援専任

 → 管理職 → 教育委員会

(2) 委員会の運営

「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、月1回以上定期的に開催し、いじめの認知について、いじめの解消について、見守りについての情報共有の話し合いをし、いじめの未然防止研修を行う。また、いじめの疑いがある段階で、校長・副校長の助言・指導のもと、児童支援専任がコーディネーターとなり、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。委員会開催にあたっては、学校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

(3) 委員会の活動内容

<未然防止>

- ・いじめの未然防止のため、全職員で「いじめは絶対に許さない」という態度で臨み、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境・雰囲気作りや、授業や活動の工夫をすすめる。
- ・学校いじめ防止対策委員会の存在および活動を、児童・保護者に周知を行う。

<早期発見・事案対処>

- ・いじめの相談・通報をしやすい環境を整備する。(教育相談の実施等)
- ・いじめの疑いに関する情報や児童の行動・困り感などにかかる情報の収集と共有。(職員会議・アンケート等)
- ・いじめを察知した場合の迅速な情報共有、関係児童への聞き取り調査やアンケート等による事実関係の把握といじめであるか否かの判断を組織として行う。
- ・いじめを受けた児童に対する指導や支援の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。同時に、いじめを行った児童への指導や支援の体制、保護者との連携等もいじめを受けた児童と同様に行う。

<取り組みの検証>

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく、年間計画の作成・実行・検証・修正をする。
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施する。
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。

3 いじめ防止及び早期発見のための取組

(1) いじめの未然防止

子どもたちが安心して楽しく学校生活を送ることができるように、人権教育全体計画や特別活動全体計画、「豊かな心の育成」推進プラン等をもとに、体験活動や人権福祉教育を重視し、子どもたちの豊かな心を育てていく。また、本校の特色でもある「スマイル班」での活動や福祉教室、地域・保護者・学生ボランティアなど、多くの人とのかかわりを通して、互いの違いを認め合い、人を大切に思う気持ちを育む。特に、スマイル班活動で行う「子ども会議」で、いじめは絶対にいけないこと、誰もが気持ちよく生活するために自分たちにできることなどを考える活動を継続する。また、「子どもの社会的スキル横浜プログラム」を活用し、自他を認める心を育む。

(2) いじめの早期発見

職員会議の「子どもの話」で、児童や学年の行動や変化などを報告し合い、全職員で共有する機会を設ける。連絡メモで、児童状況の把握と記録を行い、いじめの早期発見に利用する。また、いじめアンケートを少なくとも年に2回は実施し、発言や行動ではつかめないような児童の心をキャッチし、教師と児童が一对一で話を聞く時間も作って小さな段階から対応できるようにする。また、必要に応じて教育相談を行う。さらに、YPアセスメントシートを活用し、子どもたちの心の変化なども見取ることができるようにする。

(3) いじめに対する措置

児童からの聞き取りは一人ではなく複数で行うようにし、記録をしっかりと残す。記録をもとに、いじめ防止対策委員会だけでなく、できるだけ早く校長・副校長・児童指導専任・当該学年教諭を交えてのケース会議を行い、チームで対応を進めていく。また、被害児童の心に寄り添うとともに、その保護を最優先として考え、被害児童の保護者・加害児童の保護者との連絡も密に取っていく。さらに、場合によっては学年集会などを開いて、当該学年全体への指導も行う。

(4) いじめの解消

いじめの解消の要件として、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ① いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること。
- ② いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

これらの要件を満たすまで、担任だけではなく、校長・副校長、当該学年の教諭、児童支援専任などが日々当該児童の様子を注意深く観察することを継続する。また、折にふれて被害児童に声をかけ、最近の様子や心の状態について声をかける。さらに、学級や学年全体が「いじめは絶対にいけない」という雰囲気の一つにまとまっていけるよう、学年指導、「子どもの社会的スキルプログラム」や「YPアセスメントシート」の活用を継続する。

(5) 教職員等への研修

いじめ未然防止や早期発見、個に応じた子どもへの支援の仕方等についての校内研修を実施する。

- 【○危機管理研修 ○YP アセスメントシート、YP アセスメントシート分析研修
○特別支援児童理解研修 ○いじめアンケート、いじめアンケート分析研修 等】

(6) 学校協働運営協議会等の活用

懇談会・個人面談を通して、子どもたちの様子を見取り、いじめの問題や学校が抱えている課題等を保護者、地域と共有し、連携・協働して適切な支援を行うことができるようにする。

- 【○学校協働運営協議会（5月）で、「いじめ未然防止」の年間活動計画を報告
○学校協働運営協議会（12月）で、「いじめの実態」報告、活動取り組み報告
○南希望ヶ丘中学校区学校家庭地域連携事業（2月）で、活動取り組み報告 等】

(7) 年間計画

月	内容		
	児童の活動	保護者・地域の活動	教職員の活動
4	「善部小学校いじめ防止基本方針」の確認		
	入学式	いじめ防止基本方針の周知 懇談会 家庭訪問・個人面談	いじめ防止基本方針の確認 児童支援全体会 (新年度の児童の様子情報交換)
5	スマイル班はじめましての会 いじめ早期発見のための 生活アンケート①実施 (記名式・教育相談)	学校説明会 学校協働運営協議会①	児童理解全体会 いじめアンケート教育相談の実施 南希望ヶ丘中学校ブロック連絡会① (校長・教務主任・専任)
6	ネットトラブル防止教室	ネットトラブル防止教室 個人面談	小中合同授業研究会① 児童理解 第1回YPアセスメントシート実施
7	横浜子ども会議① (南希望ヶ丘中学校 ブロック)	学校協働運営協議会② まちとともに歩む 学校づくり懇話会①	いじめや児童支援に対する校内研修 特別支援教育研修
8	横浜子ども会議② (旭区)		児童理解・支援研修 (いじめ・自殺の未然防止・YPア セスメントの活用法等) 夏休み後の児童の様子の見取り
9	懇談会		南希望ヶ丘中学校ブロック連絡会② (校長・教務主任・専任)
10	Z S F (スマイル班) 児童生徒交流日 教育相談		あゆみ配布時面談 (前期を振り返っての児童面談)

11	全校遠足（スマイル班）	全校遠足 （学校協働運営協議会③） 個人面談	児童理解（YPアセスメントシート等）
12	いじめ解決一斉キャンペーン実施② （無記名式・教育相談） 子ども会議（スマイル班） 善部ハーモニーシップ 人権週間の取組	個人面談 善部ハーモニーシップ （学校協働運営協議会④）	いじめアンケート教育相談の実施 人権週間の取組 児童理解
1		学校説明会 入学説明会	第2回YPアセスメントシート実施等 小中合同授業研究会②
2	スマイル班ありがとう週間計画	まちとともに歩む 学校づくり懇話会② 学校協働運営協議会⑤	南希望が丘中学校ブロック連絡会③ （校長・教務主任・専任）
3	スマイル班ありがとう給食 教育相談 次年度に向けてのまとめ	懇談会	あゆみ配布時面談 （後期を振り返っての児童面談） 次年度に向けてのまとめと引き継ぎ
「善部小学校いじめ防止基本方針」の点検・見直し			

※通年：職員会議の中での「子どもの話」

横浜社会的スキルプログラムの活用によるいじめを起こさない環境・雰囲気作り

南希望が丘中学校ブロック専任会（各校専任・スクールカウンセラー 月1回・随時）

4 重大事態への対処

【重大事態の定義】

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

【発生の報告】

学校は、重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

また学校は、いじめが児童生徒の生命や心身に重大な危険を生じさせる恐れがあることを十分に認識し、いじめ防止対策推進法第23条第6項に基づき、直ちに警察に相談・通報を行い、適切に援助を求める。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCA サイクル）。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。